

# 「ゆとり満喫福島オフィス」

## 開設支援補助のご案内

### 本社移転・支社オフィスは福島市で!

福島市

### 本社移転・支社開設支援

(本店登記を福島県外から本市に移転・支店登記をした事務所を開設すること)

最大12か月  
相当分

改修  
費用

設備  
購入費

オフィス  
賃料

補助対象経費の3/4以内  
上限500万円

福島県の  
制度

### サテライトオフィス 開設支援

(福島県テレワーク施設等整備補助金)

併用  
可能

必要な施設の  
改修、備品購入  
など

補助対象経費の  
3/4以内  
上限500万円

※ただし、環境整備費は  
100万円以内とする。



### 福島市でワーク&ライフバランスを充実!

福島市

### ゆとり満喫エールパスポート

#### 働く方が福島市に転入

##### 転入支援助成金

1人あたり  
20万円

(常用雇用者対象)



##### 家族の引越し支援

1世帯あたり  
上限15万円

(引越し費用の1/2以内)



##### 農業満喫支援

#### 「わいわい市民農園」

使用料  
1年間無料



##### 温泉満喫支援

#### 「湯めぐりパスポート」

入浴料  
1年間無料



#### 二地域で居住する方

##### 温泉満喫支援

#### 「入浴回数券」

12枚綴り  
1セット贈呈



#### オフィスを開設した企業

##### くだもの満喫支援

#### 「くだもの木の オーナー制度」

無料提供



福島市

福島市 商工観光部 企業立地課  
TEL:024-525-3723

福島 ゆとり オフィス 検索



詳しくは  
こちら

FUKUSHIMA CITY



## 【「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金の概要】

### 1 交付要件(R4年4月からオフィス賃料支援を新設、支社開設も補助対象に拡大！)

- ・県外に本社を有し、市内に新たに本社や支社等のオフィス(小売店舗及び営業所を除く)を移転・開設する企業であること(県内移転は対象外)。
- ・操業から3年以上の企業であること。
- ・原則3年以上の操業を誓約できること。
- ・オフィスで常用雇用の勤務者となる「転入者」・「二地域居住者」が2人以上いること。
- ・移転元における地方税の滞納がないこと。
- ・対象外業種:貸金業、商品先物取引業、訪問販売・電話勧誘販売、風俗営業、その他市が不適当と認めるもの。

### 2 補助金の対象と内容

#### (1)本社移転・支社開設支援補助

『改修費』	・本体工事に要する経費 ・設計に要する経費	補助対象経費の3/4 上限500万円
『設備購入費』	・ICT機器(パソコン、プリンター、周辺機器等) ・テレビ会議システム ・プロジェクター ほか	
『オフィス賃料』	・オフィスの賃料(最大12か月相当分) ※福島市の設置するシェアオフィス等の賃料は対象外。	
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物取得等に係る経費(建物取得費、用地費(補償費含む。)、家財処分費)</li> <li>・施設自体の本体工事ではない経費(土地造成費、外構工事費)</li> <li>・支払時に要する振込手数料</li> <li>・敷金、礼金、保証金その他これに類する経費相当額及び光熱水費</li> <li>・補助対象事業のみに使用したことが明確でない経費 (ただし、明確に区分できる場合にはこの限りではない。)</li> <li>・その他、必要性が説明できない経費</li> </ul>	

#### (2)ゆとり満喫エールパスポート (オフィスの開設に伴い異動した「常用雇用者」を対象)

転入支援助成金	転入常用雇用者に対する支援金 (企業へ交付)	1人あたり20万円	転入者 (住民票異動者) 対象
家族の 引越し支援	転入常用雇用者が他の同一世帯員を 伴って移住する場合の支援金 (企業へ交付)	補助対象経費の1/2 1世帯あたり上限15万円	
農業満喫支援	わいわい市民農園使用料	1年間無料	
温泉満喫支援	「湯めぐりパスポート」 (鯖湖湯、波来湯、あったか湯、中之湯)	入浴料1年間無料 (同一世帯員を含む/最長3年)	二地域居住者対象
	「入浴回数券」 (飯坂温泉公衆浴場、波来湯、 あったか湯、中之湯)	回数券12枚綴り1セット贈呈	
くだもの 満喫支援	くだもの木オーナー制度 (飯坂温泉観光協会)	無料提供	企業対象

※補助金の申請については、事前に福島市企業立地課(Tel024-525-3723)へご相談ください。